

諮問番号：令和４年度諮問第１号

答申番号：令和４年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第２ 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和２年度市民税及び県民税（普通徴収）第２期分から第４期分並びに令和３年度市民税及び県民税（普通徴収）第１期分から第４期分について、別紙徴収金明細の「納期限」欄記載の日までに納付しなかった。
- 2 処分庁は、審査請求人に対し、別紙徴収金明細の「督促状発送日」欄記載の日により上記１の各徴収金に係る督促状を発送した。督促状を送付してもなお納付のない審査請求人に対し、処分庁は、催告状の送付や職員による自宅への訪問、電話による催告を行った。
- 3 審査請求人の納税額は、令和３年９月２１日に納付した令和２年度市民税及び県民税（普通徴収）第２期分の一部●●●●円にとどまり、処分庁は、令和４年５月１２日、審査請求人に対し、給与等債権差押のための事前通告を行った。
- 4 審査請求人からの返答や納付がなかったことから、処分庁は差押えの執行に着手することとし、令和４年８月８日、第三債務者の●●●●宛てに給与等債権差押通知書を送達することにより、審査請求人が●●●●から支払を受けるべき令和４年９月支給分以降の毎月の給与等のうち、国税徴収法（以下「法」という。）第７６条第１項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権の差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
その後、令和４年８月１２日に審査請求人宛て差押調書の謄本を交付した。
- 5 審査請求人は、令和４年８月１８日付けで、本件処分に対し、審査請求を行った。

第３ 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

「刈谷市長がした令和4年8月4日付け刈納第426号の審査請求人に対する差押えに関する処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、コロナ禍による影響を受け仕事がなく、借金ができたことから、令和4年12月まで●●●●円ずつ分割により納付するので、給与等債権の差押えをもう少し待ってほしいことを理由として、本件処分の取り消しを求めた。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決が相当である。

(2) 弁明の理由

本件各徴収金については、各納期別に督促状を送付している。

本件処分は、審査請求人が本件徴収金を各納期限までに完納しておらず、本件各徴収金に係る督促状を発した日から起算して10日が経過した後においても完納していないことから、滞納となっている本件各徴収金を徴収するため本件処分を行ったものである。したがって、本件処分は地方税法第331条第1項に定める要件を満たしている。

催告状の発送や、電話や訪問催告等の実施を繰り返し行っても履行が確認できないことから差押えのための事前通告を行い、差押えを執行するに至っており、適正に行われているものとする。

さらに、給与等については、差し押さえることができない金額（以下「差押禁止額」という。）が定められており（法第76条第1項）、本件処分に係る給与等債権についても差押禁止額を控除して執行している。

審査請求人は、コロナ禍の影響により仕事がなく、借金ができたため分割納付での納税を希望する旨を請求の理由としている。しかしながら、審査請求人とは、これまで何度も分割による納付を約束しているにも関わらずほとんど履行がなく、具体的な納付計画も示されたことはない。

また、就業もしており給与も定期的に受領しているため、仕事がないという主張は正当性がないと考えられる。また前述のとおり、本件処分に係る給

与等債権については差押禁止額が控除されており、差押禁止額には生活費に相当する金額が含まれていることから、本件処分に係る給与等債権については、生活費に相当する金額が控除されることになる。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由なしとして棄却すべきである。

2 理由

(1) 差押要件の該当性について

地方税法第329条第1項のとおり、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合は、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しななければならないとされている。

また、地方税法第331条第1項第1号のとおり、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。

これを本件についてみると、本件処分においては、本件各徴収金について審査請求人に対して別紙徴収金明細の「督促状発送日」欄記載のとおり、納期限後20日以内に督促状が発送され、督促状発送日から10日を経過した日までに本件各徴収金が完納されていないことが認められる。したがって、本件処分については、法令に規定する差押えの要件を充足している。

また、本件処分が行われるまでの間、処分庁は審査請求人に対して、督促状の発送、催告状の発送を経たのち、電話や訪問催告等の実施を繰り返し行っても履行が確認できないことから、差押えのための事前通告を行ったところ、審査請求人が納付に応じなかったため、本件処分に至ったものであり、審査請求人に差押調書の謄本を、第三債務者に債権差押通知書をそれぞれ送達していることから、その手続について、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、コロナ禍による影響を受け仕事がなく、借金ができたこと

から、分割納付するので、給与等債権の差押えをもう少し待つてほしい旨主張している。

しかしながら、法第76条では、給与収入が一般の給与生活者の生計に占める重要性を考慮し、給与生活者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与の差押えが禁止されているところ、本件処分において、処分庁は当該規定に則り、審査請求人が第三債務者から支払をうけるべき令和4年9月支給分以降の毎月の給与等のうち、法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権を差し押さえたことが認められる。また、仮に審査請求人が他に債務を負っていたとしても、地方税優先の原則により、地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先立って徴収することとされている（地方税法第14条）。

したがって、処分庁が差押禁止の範囲を超えて違法に差し押さえた事実は認められず、また、本件処分が不当となる事情はなく、審査請求人の主張は採用することができない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議を行った。

令和4年10月26日 審査庁から諮問書を受付

令和4年10月28日 審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限通知

令和4年12月 9日 審議

第6 審査会の判断

1 関係法令等の定め

(1) 市民税及び県民税の滞納処分について

ア 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合は、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとされている（地方税法第329条第1項）。

イ 市町村民税に係る滞納者が地方税法第329条第1項の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにそ

の督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている（地方税法第331条第1項第1号）。

また、差し押えに当たっては、差し押調書を作成し、差し押さえた財産が債権である場合は、差し押調書の謄本を滞納者に交付しなければならないこととされている（法第54条第2号）ほか、第三債務者に対して債権差押通知書の送達により行うこととされている（法第62条第1項）。

ウ 個人の道府県民税の徴収は、地方税法第2章第1節第2款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の徴収と併せて行うものとされている（地方税法第41条第1項）。

エ 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、及び滞納処分をする場合においては、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて行うものとされている（地方税法第335条）。

（2）給料等の差し押禁止額について

ア 給料等については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができないとされている（法第76条第1項前段）。

（ア）所得税法の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額（同項第1号）

（イ）法の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額（同項第2号）

（ウ）健康保険法その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料に相当する金額（同項第3号）

（エ）滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額（同項第4号）

（オ）その給料等の金額から上記（ア）から（エ）までに掲げる金額の合

計額を控除した金額の100分の20に相当する金額(その金額が(エ)に掲げる金額の2倍に相当する金額を超えるときは、当該金額)(同項第5号)

イ 法第76条第1項第4号に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料等の支給の基礎となった期間1月ごとに100,000円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族があるときは、これらの者一人につき45,000円を加算した金額)とする(法施行令第34条)。

(3) 徴収猶予について

次のいずれかに該当する事実がある場合において、申請に基づき、その徴収を猶予することができる(地方税法第15条第1項)。

ア 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。(同項第1号)

イ 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。(同項第2号)

ウ 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。(同項第3号)

エ 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。(同項第4号)

オ 上記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。(同項第5号)

(4) 職権による換価の猶予について

次のいずれかに該当すると認められる場合において、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、滞納処分による財産の換価を猶予することができる(地方税法第15条の5第1項)。

ア 財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。(同項第1号)

イ 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることを比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこと

となる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

(5) 申請による換価の猶予について

滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができる（地方税法第15条の6第1項）。

(6) 滞納処分の停止について

滞納者につき次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第15条の7第1項）。

ア 滞納処分をすることができる財産がないとき。（同項第1号）

イ 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。（同項第2号）

ウ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。（同項第3号）

2 審査会の判断の理由

コロナ禍の影響により市民生活の状況が悪化している傾向であるなか、審査請求人もコロナ禍により仕事が少なく、借金もできたことから、分割での納付を提案している。

しかしながら、審査請求人は滞納期間中も就業をしており、同期間中の顕著な給与の減額も見られず、定期的に給与を受領していると確認している。

また、複数回督促状及び催告状を発送したが納付がなく、滞納事実を知らせ、状況確認を行うために自宅訪問や電話催告を実施したが、履行が確認できなかった。審査請求人から分割納付の申し出があった際には、それに応じ、その都度、新規課税前に完納するような納付計画を提示するよう、何度か収支状況の聴き取りを試みるも、具体的な計画は提示がなかった。

納税については、日本国憲法第30条にその義務が定められている。地方団体は行政サービスの提供を主な役割としており、地域に住む住民は何らかの形でそ

の利益を受けていることから、受けた利益に応じた税負担をすべきであるという「応益性の原則」のほか、地方税には、地域に住む住民が共同体の運営のための負担を分かち合うという「負担分任の原則」があり、他の納期内納税者との公平性や納税秩序の維持の観点からも、納期限内に納付することは大原則である。

審査請求人には十分弁解の機会を与えた結果での差押処分であるとともに、本件処分は、前記第2事案の概要の1のとおり、審査請求人が本件徴収金を各納期限までに納付しておらず、納期限後20日以内に督促状が発送され、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに本件各徴収金が完納されなかったため行われたものであり、前記1(1)に規定する差押えの要件を満たしている。

また、地方税法第15条各号に規定される徴収猶予の要件や、地方税法第15条の7に規定される滞納処分の停止の要件について検討したが、審査請求人は、該当するような事実も認められないことから、差押処分に至ったものである。

審査請求人が他に債務を負っている件についても、地方税優先の原則により、地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先立って徴収することとされている(地方税法第14条)。

処分の手続については、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することにより差押えを行い、その後、差押調書の謄本を審査請求人に交付している。

したがって、審査請求人の審査請求の趣旨、審査請求の理由を十分に考慮してもなお、処分が適法であるとの判断に至ったものである。

3 審査請求に係る審理手続について

本件各審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上により、当審査会は、第1 審査会の結論のとおり判断する。

刈谷市行政不服審査会

会 長 石 川 克 彦

委 員 西 村 茂 樹

委 員 真 島 聖 子

徴収金明細

徴収金	納期限	督促状発送日
令和2年度市民税及び県民税第2期分	令和2年8月31日	令和2年9月18日
令和2年度市民税及び県民税第3期分	令和2年11月2日	令和2年11月20日
令和2年度市民税及び県民税第4期分	令和3年2月1日	令和3年2月19日
令和3年度市民税及び県民税第1期分	令和3年6月30日	令和3年7月20日
令和3年度市民税及び県民税第2期分	令和3年8月31日	令和3年9月17日
令和3年度市民税及び県民税第3期分	令和3年11月1日	令和3年11月19日
令和3年度市民税及び県民税第4期分	令和4年1月31日	令和4年2月18日